

◇福祉サービスの内容

◎居宅介護

居宅介護において、入浴、排泄及び食事等の介護。調理、洗濯及び掃除等の家事。並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。

☆区分：2以上

支援の程度区分が
必要

◇福祉サービスの内容

◎行動援護

外出等の行動する際に生じ得る危険を、回避するために必要な援護。外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

☆区分：3以上

支援の程度区分が
必要

◇福祉サービスの内容

支援の程度区分が必要

◎重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護。調理、洗濯及び掃除等の家事。並びに生活等に関する相談及び助言。その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。☆区分：4以上

◎同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。☆区分：2以上

◎療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護。日常生活上の世話
その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護。及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供する。☆区分：5/6以上

◇福祉サービスの内容

支援の程度区分が必要

◎生活介護

入浴、排泄及び食事等の介護。創作的活動又は生産活動の機会の提供。その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護。調理、洗濯及び掃除等の家事。並びに生活等に関する相談及び助言。その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供。その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

☆区分：3以上(入所支援と組み合わせての利用は4以上)

◇福祉サービスの内容

◎短期入所（ショートステイ）

居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事。その他の必要な保護を行います。

支援の程度区分が必要

◇福祉サービスの内容

支援の程度区分が必要

◎入所支援

主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言。その他の必要な日常生活上の支援を行う。

☆区分：4以上

* 自立訓練や就労移行支援を受けている者であって、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者。又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況。その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

* 就労継続支援B型と入所支援との利用の組み合わせを希望する者。又は生活介護と入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、支援の程度区分が区分4より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者。

◇福祉サービスの内容

◎自立訓練（機能訓練）

身体障がいをもつ者につき、サービス事業所において、又は、当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言。その他の必要な支援を行う。

◇福祉サービスの内容

◎自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、サービス事業所において、又は、当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言。その他の必要な支援を行う。

◇福祉サービスの内容

◎宿泊型自立訓練)

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用すると共に、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言。その他の必要な支援を行う。

対象：日中、一般就労や福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練。その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。

◇福祉サービスの内容

◎就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供。その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談。その他の必要な支援を行う。

◇福祉サービスの内容

◎就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者。下記の対象者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供。その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

対象：就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者
特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者

企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

◇福祉サービスの内容

◎就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態、その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者。就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者。その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供。その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

対象：

- 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者
- 就労移行支援を利用(暫定支給決定での利用を含む)した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された者 (*特別支援学校生)

◇福祉サービスの内容

◎共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。